

令和 8 年度仙台市人口推計業務委託 事業者募集要項

本要項は、仙台市人口推計業務(以下「本業務」という。)の委託事業者を、公募型企画提案(プロポーザル)方式により選定するに当たり、本業務に関して優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を委託先として選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 8 年度仙台市人口推計業務

(2) 事業目的

過去の人口動向(出生・死亡・移動等)に基づき、将来の人口規模や年齢構成を予測し、本市における今後の政策検討の基礎資料として活用することを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 委託上限額

8,580,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

(5) 業務内容

別紙「令和 8 年度仙台市人口推計業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

2. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者(※)でないこと

※具体的には、次に掲げる者をいう。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと

(4) 消費税及び地方消費税についての滞納していないこと

(5) 仙台市に本店又は支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

(7) 官公庁又は民間からの受注等において、コーホート要因法を用いた人口推計業務の実績があること

3.契約までのスケジュール(予定)

(1)企画提案募集開始	令和8年4月17日(金)
(2)企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年5月1日(金)17時15分
(3)企画提案書作成等に関する質問への回答	令和8年5月11日(月)
(4)参加表明書及び企画提案書類の提出期限	令和8年5月20日(水)17時15分
(5)企画提案書類の選考(プレゼンテーション)	令和8年5月27日(水)
(6)企画提案書類の選考結果の通知	令和8年5月下旬(予定)
(7)委託契約の締結	令和8年6月上旬(予定)

4.応募にあたっての質問及び回答

本業務に関する説明会は実施しない。

(1) 質問受付

(ア) 受付期限:令和8年5月1日(金)17時15分必着

(イ) 提出書類:【様式第1号】質問票

(ウ) 提出先:「13.問い合わせ先及び提出先」のとおり

(エ) 提出方法:電子メール

質問票を提出したときは、その旨を担当課宛てに電話にて連絡すること。

(オ) 留意点

- ・電子メールの件名は「令和8年度仙台市人口推計業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。
- ・評価及び審査に関する質問には回答しない。
- ・質問票の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

(2) 質問回答

(ア) 回答日:令和8年5月11日(月)

(イ) 回答方法:本市ホームページに回答を掲載する。

(ウ) 留意点

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

5.参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

(1) 提出期限:令和8年5月20日(水)17時15分必着

(2) 提出先:「13.問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 提出書類

- ・会社の概要が分かる資料(パンフレット等)
- ・【様式第2号】参加表明書(PDF形式)

(4) 提出方法:電子メール

参加表明書を提出したときは、その旨を担当課宛てに電話にて連絡すること。

6.企画提案書、見積価格提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「5.参加表明書の提出」に記載の提出書類と整合を図って、企画提案書(以下「提案書」という。)、見積価格提案書等を作成し、以下により提出すること。

(1) 提案書、見積価格提案書等の提出

(ア)提出期限:令和8年5月20日(水)17時15分必着

(イ)提出先:「13.問い合わせ先及び提出先」のとおり

(ウ)提出書類

- ・【様式第3号】暴力団排除に係る誓約書 [正本1部]
- ・市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあっては都税)を滞納していないことの証明書 [写し可・1部]
- ・消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書又は未納税のない証明書) [写し可・1部]
- ・履歴事項全部証明書の謄本 [1部]
- ・【様式第4号】業務実績が分かる資料 [正本1部]
- ・【様式第5号】企画提案書等提出書 [正本1部]
- ・提案書の正本及び副本データ(PDF形式)
- ・見積価格提案書の正本及び副本データ(PDF形式)

(エ)提出方法:郵送・宅配又は持参

- ・郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。
- ・提案書及び見積価格提案書の正本及び副本データ(PDF形式)は電子データで提出すること。

7.提案書の構成

提案書は、以下のとおり作成すること。

(1)表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名(所属、職、氏名)」「連絡先(電話番号、メールアドレス)」を記載すること

(2)目次

(3)業務の整理

本業務の趣旨、目的、内容の理解 など

(4)基本的な考え方とそれに基づく分析

- ① 国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来人口推計の手法の解説
- ② 人口推計(外国人)の推計方法の検討、提案
- ③ 仙台市の人口動態の特徴(年齢別、地域別など)
- ④ 仙台市の人口データの解釈(住民基本台帳人口と推計人口の差の原因分析)

(5)実施体制

本業務を遂行するための人員配置の考え方がわかる体制図や業務分担表等を記載すること。

(6)実施スケジュール

本業務の工程を示したフローチャート等を示すこと。

(7) 同種業務の実績

(8) その他留意事項

- ・提案書にはページ番号を付すること。
- ・ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。
- ・正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を一切使用しないこと。
- ・提案内容は別紙「評価基準」の評価項目及び評価の観点等に即したものとし、提案書には該当する評価項目がわかるように記載すること。

8.見積価格提案書の記載内容

(1) 様式は任意とする。

(2) その他留意事項

- ・正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を一切使用しないこと。
- ・提案した内容で業務を行う前提で見積もること(消費税及び地方消費税を含む)。
- ・経費の総額を示すとともに、業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。

9.留意点

- ・作成及び提出等に要する全ての経費は、提出者の負担とする。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・書類の提出にあたり、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- ・提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ・提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
- ・提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・提出された提案書等は返却しない。発注者の責任において処分する。
- ・提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ・参加表明後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- ・仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部または一部を開示する場合がある。

10.企画提案の審査及び業務委託候補者の選考の特定

(1) 受託候補者の特定方法

本市において審査委員会を設置し、提出された提案書等について審査を行う。審査では、「10.(3) 審査基準」に基づき評価(採点)する。全審査委員の合計得点が最も高い点数を出した提案者を本業務の受託候補者として特定する。

全審査委員の合計得点が同点の提案者が複数いる場合、以下の評価項目における合計得点が高い提案者を上位とする。

【第一優先項目】「仙台市に対する理解・分析の合理性」

【第二優先項目】「将来人口推計に対する理解」

【第三優先項目】「業務のスケジュール管理・実施体制」

(2) 企画提案の審査

審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により実施する。

ただし、応募多数の場合は、提案書等による書類選考により、プレゼンテーションの対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、対象とならなかった提案者に対しては、電子メールにより通知する。

① 概要

- ・1者につき25分間(説明15分、質疑応答10分)以内とする。
- ・参加人数は3名以内とする。
- ・説明の内容は「6.(1)－(ウ)提案書」の範囲内とする。

② 実施日・場所

- ・実施日は、令和8年5月27日(水) 仙台市役所内
- ※集合、開始時刻等の詳細は、別途電子メールにより通知する。

③ 留意事項

- ・提案書(副本)および見積価格提案書(副本)以外の資料は用いてはならない。
- ・プレゼンテーションは、本業務の管理技術者予定者がメインで行うこと。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なモニター及び接続ケーブル(HDMI)は本市で準備する。

(3) 審査基準

次の審査項目及び配点により行う(計100点)。

評価項目	評価視点	配点
業務の理解度	・業務の背景・目的・趣旨を十分に理解し、仕様書の業務内容を理解した内容となっているか	10
業務のスケジュール管理・実施体制	・スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか ・本業務の遂行に必要な人員を確保し、また経験と実績を有する人員を適切に配置しているか	20
将来人口推計に対する理解	・国立社会保障・人口問題研究所が公表する推計の考え方を理解し、説明できているか ・人口推計(外国人)の推計方法について、実現性・妥当性があるか	20
仙台市に対する理解・分析の合理性	・仙台市の人口及び動態について地域特性等を十分に理解し、人口減少の要因が分析されているか ・分析は論理的か	30
実績・経験	・提案内容を遂行し得る十分な実績を有しているか。また、過去の実績・経験を通じて蓄積されたノウハウが、本業務に有用であるか	10
本店所在地 (事務局審査)	・市内に本店があるか ※履歴事項全部証明書の写しにより評価するため、提案書には記載不要 ※市内に本店を有する場合は5点、支店又は事業所の場合は3点とする	5

価格	・業務内容と見積金額に整合性、経済性が認められ、その額は合理的かつ妥当か	5
----	--------------------------------------	---

(4)審査の除外

以下のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

- ・提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・見積金額(税込)が予定価格を上回っている場合
- ・提出期限を過ぎて提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・「2.参加資格要件」に示す参加要件を満たしていない場合

11.結果通知

- (1) すべての提案者に審査の結果を電子メールまたは郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。
- (2) 特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内(土日祝日を除く)に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- (3) 本市が非特定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して 10 日以内(土日祝日を除く)に、書面にて回答する。

12.契約に関する事項

本業務の契約については、受託候補者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次順位の者と協議を行う。

業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ、仕様書を作成する。作成した仕様書に基づき、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。委託費の支払いは完了払とする(業務完了後、市の検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする)。

13.問い合わせ先及び提出先

仙台市まちづくり政策局政策企画課

所在地:〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話:022-214-1258

Eメールアドレス:toukei_sendai@city.sendai.jp